

公益社団法人富山県サッカー協会 2023年度 第2回理事会

2023年5月25日 開催

決議事項

1. 2022年度決算案の件

2022年度決算を資料の通りとしたい。

承認

2. 2022年度監査報告の件

2022年度監査報告を資料の通りとしたい。

承認

3. JFA第14回フットボールカンファレンス開催地立候補の件

JFAが2025年1月18日(土)、19日(日)に開催する「第14回フットボールカンファレンス」の開催地に立候補するFAを資料の通り募集している。立候補したい。

承認

報告事項

1. 2023年定時社員総会の件

会場を「水橋ふるさと会館」としていたが、空調機器が故障で使えないことが判明し、県総合体育センター2階の大研修室に変更する。

2. 定時社員総会コンプライアンス講習会講師の件

定時社員総会終了後に行うコンプライアンス研修会の講師をコンプライアンス講習会の講師は、富山銀行総合企画部次長の中嶋尚大氏とする。

3. JFAサッカー活動の再開に向けたガイドラインの廃止の件

JFAより5月11日付で、「JFA サッカー活動の再開に向けたガイドライン」及び「JFA新型コロナウイルスの影響下における競技会・試合運営手引」を廃止すると通達があった。

4. 競技規則の改正の件

5月18日のJFA理事会で競技会規則が資料の通り改正された。

5. 種別委員会活動報告の件

・第3種委員会

U15リーグは順調に進んでいる。U13リーグは5月13日に代表者会議を行い、20日から開始した。

・第2種委員会

U18リーグも順調に進んでいる。1試合だけ荒天で延期した試合があった。高校総体も順調に消化している。今週末は3回戦と準々決勝を行う。

・第1種・大学高専

4月から北信越リーグ2部が始まり、国際大と富山大学が参加している。今週末から総理大臣杯が始まる。準決・決勝が6月17日、24日に富山で行われるので、皆さんのご協力をお願いしたい。総理大臣杯と北信越リーグでは、副審と4審を大学連盟で行う試みをしている。

・医学委員会

各大会において救護員が必要な場合は早めに申請を行っていただきたい。

・技術委員会

指導者養成は講習会を順調に行っている。トレセンリーグは、男子は前節プリンスリーグと被ってしまい、ベストのメンバーが組めずに負けてしまった。女子は福井県と対戦し、途中まで2-2と健闘していたが、全員出すという考えでメンバー交代をした後、差が開いて2-9で負けた。結果として負けたが、FAコーチが精力的に活動してその成果が出ている。

・審判委員会

3級昇級試験を実施しているが、高校生の受講者が多い状況。ユース審判員の養成に協力いただいております。6月にも3級の昇級試験を実施する予定だ。

・第1種・社会人

県内リーグは4節まで終了している。全国社会人トーナメントの県内の予選は、準々決勝まで終わっており、準決勝は新庄クラブ対JOGANJIFC、もう1試合はエヌスタイル対ヴァリエンテ富山だ。

・シニア委員会

5月21日に天皇杯1回戦の前座として、オーバー70の紅白戦を行った。14人对14人でスコアは0-0だったが、14人对14人のゲームができる選手層にオーバー70がなってきたことが大きな成果だと思っている。背景には、昨年、全国大会に出場したことが選手の心に火を付けたと思われる。この間から毎週水曜日にも練習を始め、水曜日と日曜日の週2回練習を行っている。ユニフォームを正副2種類持っていたことも良かった。その後、天皇杯の運営にシニア連盟もお手伝いしたが、スタッフとして関わって大変良かったと感想を述べていた。

・クラブユース

今週の土曜日、U15の準々決勝が行われる。日曜日と6月3日、4日は北信越クラブユース連盟のU18北信越大会が行われる。参加チームはJ下部組織5チームのみとなっている。

・女子委員会

県リーグは6月4日から始まった。北信越リーグは富山レディースと富山新庄Riseが参加し、前期リーグはあと1節のみとなっている。U15北信越リーグには富山レディースが参加し、前期残り2節となっている。両チームとも前期の成績で北信越選手権のシード権が得られるので、頑張っている。

・市町村委員会

市町村連盟の総会を5月30日に開催する。スポーツ少年団の大会を6月17日、18日に予定している。参加申込は明日まで。

・事業委員会

県サッカー選手権は4月23日に準決勝が行われた。5月7日にカターレ富山対新庄クラブの決勝が行われる。勝者が出場する天皇杯1回戦は5月21日、高岡スポーツコアで行われる。

・施設委員会

先日、国立競技場とJリーグを訪問してきた。国立競技場はフィールド、観客席、各種部屋が最高のものということで見てきた。JリーグではJリーグの試合ができる施設要件や改善点について詳細に勉強してきた。今後は身近なスタジアムについて調査研究し、報告したい。

・財務経理委員会

昨年度決算のご審議ありがとうございました。大切なことは、各種別・委員会の事業の運営をしっかりと行うことだと思う。様々なものが値上がりし、大会運営等も大変になってくると思うが、日本サッカー協会の補助金を有効に活用しながら滞りなく事業運営を進めていただければと思う。

・インクルーシブ委員会

今年初めてのウォーキングフットボール研修会を行った。多種多様な方々が参加した。5月21日、富山市体育協会からの要請でウォーキングフットボール体験会を行った。県スポーツ推進委員協議会が9月に朝日町で行う大会にウォーキングフットボールが入るそうだ。指導者の派遣要請もある。今後もっと広がっていけばよいと思っている。

貸借対照表
令和 5年 3月31日現在

(単位:円)

科目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	37,739,916	42,228,925	△ 4,489,009
未収金	1,067,096	695,023	372,073
貯蔵品	14,800	49,859	△ 35,059
前払費用	266,200	472,660	△ 206,460
仮払金	0	217,230	△ 217,230
流動資産合計	39,088,012	43,663,697	△ 4,575,685
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産合計			
(2) 特定資産			
施設更新費用積立資産	0	30,000,000	△ 30,000,000
特定資産合計	0	30,000,000	△ 30,000,000
(3) その他固定資産			
車両運搬具	4,894,880	4,894,880	0
車両運搬具減価償却累計額	4,894,879	4,894,879	0
什器備品	6,158,414	6,158,414	0
什器備品減価償却累計額	6,094,119	6,014,851	79,268
リース資産	3,008,760	3,008,760	0
リース資産減価償却累計額	1,757,864	1,251,680	506,184
電話加入権	149,968	149,968	0
その他固定資産合計	1,465,160	2,050,612	△ 585,452
固定資産合計	1,465,160	32,050,612	△ 30,585,452
資産合計	40,553,172	75,714,309	△ 35,161,137
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	4,301,845	8,299,367	△ 3,997,522
リース債務	290,400	506,184	△ 215,784
前受金	4,785,100	6,400,600	△ 1,615,500
預り金	9,415,708	9,359,425	56,283
流動負債合計	18,793,053	24,565,576	△ 5,772,523
2. 固定負債			
リース債務	808,060	1,098,460	△ 290,400
固定負債合計	808,060	1,098,460	△ 290,400
負債合計	19,601,113	25,664,036	△ 6,062,923
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計			
(うち基本財産への充当額)			
(うち特定資産への充当額)			
2. 一般正味財産	20,952,059	50,050,273	△ 29,098,214
(うち基本財産への充当額)			
(うち特定資産への充当額)	(0)	(30,000,000)	(△ 30,000,000)
正味財産合計	20,952,059	50,050,273	△ 29,098,214
負債及び正味財産合計	40,553,172	75,714,309	△ 35,161,137

正味財産増減計算書
令和 4年 4月 1日から令和 5年 3月31日まで

(単位:円)

科目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
特定資産運用益			
特定資産受取利息	608	339	269
特定資産運用益計	608	339	269
受取入会金			
受取入会金	80,000		80,000
受取入会金計	80,000		80,000
受取会費			
正会員会費	485,000	535,000	△ 50,000
賛助会員会費	785,000	800,000	△ 15,000
サッカーチーム会費	2,750,000	2,922,000	△ 172,000
サッカー選手会費	5,176,600	5,303,700	△ 127,100
フットサルチーム会費	174,000	184,500	△ 10,500
フットサル選手会費	242,200	331,400	△ 89,200
審判員会費	2,516,900	2,181,800	335,100
受取会費計	12,129,700	12,258,400	△ 128,700
事業収益			
競技会開催事業収入	6,861,550	4,344,243	2,517,307
指導・普及事業収入	7,894,400	3,871,300	4,023,100
事業収益計	14,755,950	8,215,543	6,540,407
資格取得講習会収入			
指導者資格取得講習会収入	2,619,500	3,217,000	△ 597,500
審判資格取得講習会収入	3,110,150	2,225,000	885,150
資格取得講習会収入計	5,729,650	5,442,000	287,650
受取補助金等			
日本サッカー協会補助金	35,923,032	33,164,493	2,758,539
北信越サッカー協会補助金	153,300		153,300
富山県体育協会補助金	5,385,486	4,993,759	391,727
富山県補助金	3,996,564	1,607,388	2,389,176
市町村補助金	1,880,000		1,880,000
受取補助金等計	47,338,382	39,765,640	7,572,742
受取寄付金			
受取寄付金	599,450	100,000	499,450
受取寄付金計	599,450	100,000	499,450
雑収益			
受取利息	468	539	△ 71
販促品収入	224,320	255,750	△ 31,430
その他手数料等収入	220,000	231,000	△ 11,000
雑収益計	202,771	2,424,044	△ 2,221,273
雑収益計	647,559	2,911,333	△ 2,263,774
経常収益計	81,281,299	68,693,255	12,588,044
(2) 経常費用			
事業費			
役員報酬	4,133,052	3,996,000	137,052
給料手当	9,641,038	10,411,758	△ 770,720
福利厚生費	2,097,904	2,283,798	△ 185,894
会議費	322,414	259,644	62,770
旅費交通費	15,942,851	8,523,137	7,419,714
通信運搬費	606,694	413,486	193,208
広告費	250,000	1,806,000	△ 1,556,000
減価償却費	309,673	553,863	△ 244,190
消耗什器備品費	292,000	386,460	△ 94,460
消耗品費	5,513,290	7,907,560	△ 2,394,270
印刷製本費	2,631,615	1,879,892	751,723
新聞図書費	1,187,450	1,021,130	166,320
激励金	120,000	160,000	△ 40,000
光熱水料費	288,000	288,000	0
賃借料	10,165,869	9,393,762	772,107
保険料	527,300	816,964	△ 289,664
諸謝金	12,958,558	11,115,545	1,843,013
租税公課		696,400	△ 696,400
支払負担金	31,970,000	90,000	31,880,000

委託費	1,698,550	3,335,085	△ 1,636,535
食糧費	1,866,269	1,092,453	773,816
支払手数料	2,039,100	432,797	1,606,303
雑費	1,837,921	1,753,267	84,654
事業費計	106,399,548	68,617,001	37,782,547
管理費			
役員報酬	459,228	444,000	15,228
給料手当	1,071,226	1,156,863	△ 85,637
福利厚生費	233,100	253,755	△ 20,655
会議費	78,417	47,180	31,237
旅費交通費	64,648	36,694	27,954
通信運搬費	724,512	464,389	260,123
減価償却費	275,779	101,236	174,543
消耗品費	95,389	387,331	△ 291,942
新聞図書費	276,928	40,560	236,368
印刷製本費	178,486	129,542	48,944
光熱水料費	72,000	72,000	0
租税公課	2,900	8,350	△ 5,450
支払負担金	210,000	210,000	0
委託費	150,532	179,454	△ 28,922
支払手数料	74,406	189,762	△ 115,356
雑費	12,414	19,787	△ 7,373
管理費計	3,979,965	3,740,903	239,062
経常費用計	110,379,513	72,357,904	38,021,609
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 29,098,214	△ 3,664,649	△ 25,433,565
当期経常増減額	△ 29,098,214	△ 3,664,649	△ 25,433,565
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計			
(2) 経常外費用			
経常外費用計			
当期経常外増減額			
当期一般正味財産増減額	△ 29,098,214	△ 3,664,649	△ 25,433,565
一般正味財産期首残高	50,050,273	53,714,922	△ 3,664,649
一般正味財産期末残高	20,952,059	50,050,273	△ 29,098,214
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額			
指定正味財産期首残高			
指定正味財産期末残高			
III 正味財産期末残高	20,952,059	50,050,273	△ 29,098,214

正味財産増減計算書内訳表
令和 4年 4月 1日から令和 5年 3月31日まで

(単位:円)

科目	公益目的事業				法人会計	内部取引等消去	合計
	競技会開催事業	指導・普及事業	社会貢献事業	小計			
I 一般正味財産増減の部							
1. 経常増減の部							
(1) 経常収益							
特定資産運用益							
特定資産受取利息					608		608
特定資産運用益計					608		608
受取入会金							
受取入会金	20,000	20,000		40,000	40,000		80,000
受取入会金計	20,000	20,000		40,000	40,000		80,000
受取会費							
正会員会費	121,250	121,250		242,500	242,500		485,000
賛助会員会費	392,500	392,500		785,000	0		785,000
サッカーチーム会費	687,500	687,500		1,375,000	1,375,000		2,750,000
サッカー選手会費	1,294,150	1,294,150		2,588,300	2,588,300		5,176,600
フットサルチーム会費	43,500	43,500		87,000	87,000		174,000
フットサル選手会費	60,550	60,550		121,100	121,100		242,200
審判員会費	1,188,975	1,188,975		2,377,950	138,950		2,516,900
受取会費計	3,788,425	3,788,425		7,576,850	4,552,850		12,129,700
事業収益							
競技会開催事業収入	6,861,550	0	0	6,861,550			6,861,550
指導・普及事業収入	0	7,894,400	0	7,894,400			7,894,400
事業収益計	6,861,550	7,894,400	0	14,755,950			14,755,950
資格取得講習会収入							
指導者資格取得講習会収入		2,619,500		2,619,500	0		2,619,500
審判資格取得講習会収入		3,110,150		3,110,150	0		3,110,150
資格取得講習会収入計		5,729,650		5,729,650	0		5,729,650
受取補助金等							
日本サッカー協会補助金	7,148,703	20,317,871		27,466,574	8,456,458		35,923,032
北信越サッカー協会補助金		153,300		153,300			153,300
富山県体育協会補助金	249,386	5,136,100		5,385,486	0		5,385,486
富山県補助金	0	3,996,564		3,996,564			3,996,564
市町村補助金	1,880,000			1,880,000			1,880,000
受取補助金等計	9,278,089	29,603,835		38,881,924	8,456,458		47,338,382
受取寄付金							
受取寄付金					599,450		599,450
受取寄付金計					599,450		599,450
雑収益							
受取利息	8	23		31	437		468
販促品収入					224,320		224,320
その他手数料等収入	11,000			11,000	209,000		220,000
雑収益計	11,008	23		11,031	636,528		647,559
経常収益計	19,959,072	47,036,333	0	66,995,405	14,285,894		81,281,299
(2) 経常費用							
事業費							
役員報酬	2,066,526	2,066,526		4,133,052			4,133,052
給料手当	4,820,519	4,820,519		9,641,038			9,641,038
福利厚生費	1,048,952	1,048,952		2,097,904			2,097,904
会議費	161,432	160,982		322,414			322,414
旅費交通費	4,341,447	10,129,884	1,471,520	15,942,851			15,942,851
通信運搬費	242,024	327,670	37,000	606,694			606,694
広告費	250,000			250,000			250,000
減価償却費	309,673			309,673			309,673
消耗什器備品費	292,000			292,000			292,000
消耗品費	2,829,911	2,683,379		5,513,290			5,513,290
印刷製本費	580,933	479,882	1,570,800	2,631,615			2,631,615
新聞図書費		1,187,450		1,187,450	0		1,187,450
激励金	120,000			120,000	0		120,000
光熱水料費	144,000	144,000		288,000			288,000
賃借料	4,943,686	4,022,183	1,200,000	10,165,869	0		10,165,869
保険料	140,575	386,725		527,300	0		527,300
諸謝金	2,052,542	10,795,016	111,000	12,958,558	0		12,958,558
支払負担金	1,925,000	45,000	30,000,000	31,970,000	0		31,970,000
委託費	1,233,425	465,125		1,698,550			1,698,550
食糧費	594,440	1,271,829		1,866,269			1,866,269
支払手数料	327,142	1,710,748	1,210	2,039,100	0		2,039,100
雑費	176,617	1,660,204	1,100	1,837,921			1,837,921
事業費計	28,600,844	43,406,074	34,392,630	106,399,548	0		106,399,548
管理費							
役員報酬					459,228		459,228
給料手当					1,071,226		1,071,226
福利厚生費					233,100		233,100
会議費					78,417		78,417
旅費交通費					64,648		64,648
通信運搬費			0	0	724,512		724,512
減価償却費					275,779		275,779
消耗品費					95,389		95,389
新聞図書費					276,928		276,928
印刷製本費					178,486		178,486
光熱水料費					72,000		72,000
租税公課					2,900		2,900
支払負担金					210,000		210,000
委託費					150,532		150,532
支払手数料		0		0	74,406		74,406
雑費			0	0	12,414		12,414
管理費計		0	0	0	3,979,965		3,979,965
経常費用計	28,600,844	43,406,074	34,392,630	106,399,548	3,979,965		110,379,513
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 8,641,772	3,630,259	△ 34,392,630	△ 39,404,143	10,305,929		△ 29,098,214
当期経常増減額	△ 8,641,772	3,630,259	△ 34,392,630	△ 39,404,143	10,305,929		△ 29,098,214
2. 経常外増減の部							
(1) 経常外収益							
(2) 経常外費用							
経常外費用計							
当期経常外増減額							
他会計振替前当期一般正味財産増減額	△ 8,641,772	3,630,259	△ 34,392,630	△ 39,404,143	10,305,929		△ 29,098,214
当期一般正味財産増減額	△ 8,641,772	3,630,259	△ 34,392,630	△ 39,404,143	10,305,929		△ 29,098,214
一般正味財産期首残高	△ 7,976,499	△ 6,925,016	△ 5,362,587	△ 20,264,102	70,314,375		50,050,273
一般正味財産期末残高	△ 16,618,271	△ 3,294,757	△ 39,755,217	△ 59,668,245	80,620,304		20,952,059
II 指定正味財産増減の部							
当期指定正味財産増減額							
指定正味財産期首残高							
指定正味財産期末残高							
III 正味財産期末残高	△ 16,618,271	△ 3,294,757	△ 39,755,217	△ 59,668,245	80,620,304		20,952,059

財産目録
令和 5年 3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)				
	普通預金	北陸銀行電気ビル支店/5035050 北陸銀行滑川支店/6089288 北陸銀行電気ビル支店/5035051 北陸銀行電気ビル支店/5035050	運転資金 運転資金 運転資金 運転資金	35,943,667 5 916 1,795,328
	定期預金			37,739,916
	現金預金			1,067,096
	未収金	女子委員会 フットサル委員会等	事業未精算分	14,800
	貯蔵品	事務所内	未使用切手 はがき等	266,200
	前払費用	AIG損害保険(株)	賠償責任保険料	
流動資産合計				39,088,012
(固定資産)				
基本財産				
特定資産				
その他固定資産				
	車両運搬具	マイクロバス 1台	公益目的保有資産であり公益目的事業に使用している	4,894,880
	車両運搬具減価償却累計額			4,894,879
	什器備品	サッカーゴール等	公益目的保有資産であり公益目的事業に使用している	6,158,414
	什器備品減価償却累計額			6,094,119
	リース資産	パソコン 付属品	公益目的保有財産65% 管理目的保有財産35%	3,008,760
	リース資産減価償却累計額			1,757,864
	電話加入権	事務所内	電話加入権利金	149,968
固定資産合計				1,465,160
資産合計				40,553,172
(流動負債)				
	未払金	魚津社会保険事務所 日本サッカー協会等	従業員社会保険料等	4,301,845
	リース債務	パソコン 電話機	一年以内に支払い到来するリース料	290,400
	前受金	会員からの前受会費等 大会参加料ほか		4,785,100
	預り金			9,415,708
流動負債合計				18,793,053
(固定負債)				
	リース債務	パソコン 電話機	一年を超えるリース料	808,060
固定負債合計				808,060
負債合計				19,601,113
正味財産				20,952,059

財務諸表に対する注記

1. 継続組織の前提に関する注記
該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
個別法による原価法を採用している。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 車両運搬具・什器備品・定額法によっている

② リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込み方式を採用している。

3. 会計方針の変更

該当なし

4. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
特定資産				
施設更新費用積立資産	30,000,000	0	30,000,000	0
小計	30,000,000	0	30,000,000	0
合計	30,000,000	0	30,000,000	0

5. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他固定資産			
車両運搬具	4,894,880	0	4,894,880
什器備品	6,158,414	0	6,158,414
小計	11,053,294	0	11,053,294
合計	11,053,294	0	11,053,294

8. 債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高

債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科目	債権金額	貸倒引当金の当期末残高	債権の当期末残高
未収金	1,067,096	0	1,067,096
合計	1,067,096	0	1,067,096

9. 保証債務(債務保証を主たる目的事業としている場合を除く。)等の偶発債務

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位:円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
補助金						
47FA一括補助金	公益財団法人 日	0	0	0	0	

選手強化事業補助金	本サッカー協会 公益財団法人	0	0	0	0
競技力向上等推進事業 補助金	富山県体育協会 富山県庁	0	0	0	0
合計		0	0	0	0

12. 基金及び代替基金の増減額及びその残高
該当なし

13. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳
該当なし

14. 関連当事者との取引の内容
該当なし

15. キャッシュ・フロー計算書の資金の範囲及び重要な非資金取引
該当なし

16. 重要な後発事象
特にありません

17. その他
該当なし

附属明細書

1. 重要な固定資産の明細

(単位:円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	期末帳簿価額
特定資産	施設更新費用積立資産	30,000,000	0	30,000,000	0
	特定資産計	30,000,000	0	30,000,000	0
その他固定資産	車両運搬具	4,894,880	0	0	4,894,880
	車両運搬具減価償却累計額	4,894,879	0	0	4,894,879
	什器備品	6,158,414	0	0	6,158,414
	什器備品減価償却累計額	6,014,851	79,268	0	6,094,119
	リース資産	3,008,760	0	0	3,008,760
	リース資産減価償却累計額	1,251,680	506,184	0	1,757,864
	電話加入権	149,968	0	0	149,968
	その他固定資産計	2,050,612	△ 585,452	0	1,465,160

2. 引当金の明細

該当なし

監査報告書

公益社団法人富山県サッカー協会
代表理事 根塚 武 殿

私たち監事は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの事業年度における理事の職務執行と財産の状況を監査いたしました。その方法及び結果について次のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決済書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について監査いたしました。

2. 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告は、法令及び定款に従い、公益社団法人富山県サッカー協会の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実
は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、公益社団法人富山県サッカー協会の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

令和5年5月19日

公益社団法人富山県サッカー協会

監事

梁井 克志

監事

中川 涉世

第14回フットボールカンファレンス開催地候補申請

■ 第14回フットボールカンファレンス概要

日程：2025年1月18日（土）・19日（日）

集合参加者：約800名～1,000名

内訳：公認指導者800名（S～C級）

海外ゲスト50名（FIFA／各大陸連盟／AFC加盟協会指導者／ほか）

JFA関係者120名

報道関係者30名

オンライン参加者：約500～1,000名

■ 開催にあたり必要な要件

最低必要要件

- ① 国際会議場（大ホール約1,000席程度、控室）の確保 ※運営上のオペレーター一席含む
- ② ハイブリッド開催（集合とオンライン）が可能な施設であること
A: 集合研修のオペレーターとは別に配信スペースの確保ができること
B: 会場内にインターネット配信環境が確保できること
- ③ 運営スタッフの確保と人件費（交通費・謝金など）の負担（開催期間中約50名）

その他検討事項

- ・自治体などからの助成金制度
- ・宿泊ホテルの確保（海外ゲスト／関係者）
- ・懇親会会場の確保（約1,000名立食）
- ・アクセスの良さ（会場⇄ホテル⇄主要駅・空港）
- ・国際会議場の付帯設備状況

■ 開催地立候補申請の手続き

- ・開催地立候補申請書（別紙）の提出 ※JFA技術部宛て（2023年5月31日（水）必着）
※【第14回フットボールカンファレンス】開催立候補申請書①、② 2種類ございます。
- ・ヒアリング（2023年6月頃予定）
- ・JFA技術委員会で審査（2023年7月上旬予定）
- ・JFA理事会にて開催会場承認・決定（2023年7月中旬予定）

（開催地立候補申請書送付先／問合せ）

〒261-0022 千葉県千葉市美浜区美浜11JFA夢フィールド

公益財団法人日本サッカー協会 フットボール本部 技術部 指導者養成グループ 則松あて

Email: jfa_coaching_course@jfa.or.jp

競技会規則

第1節 総則

(目的)

第1条 この規則は、定款第50条の規定に基づき、競技会の組織及び運営に関する必要な事項を定める。

(競技会の種類)

第2条 本協会の競技会は、次の通り分類するものとする。

(1) 選手権大会

次の各号の要件を満たす全国的規模の競技会を選手権大会と定める。

- ① 本協会の加盟チーム（準加盟チームを含む）のみが参加資格を有すること
- ② 都道府県サッカー協会又は地域サッカー協会が各都道府県又は地域において予選会を開催し、当該大会に出場する各都道府県又は地域を代表するチームを選出する方式が採られていること
- ③ 加盟チーム規則第3条に定める各種別又は加盟団体規則第12条が定める各種の連盟が統括するカテゴリーにおける日本一のチームを決すること

(2) 大会

本協会が主催する全国的規模の競技会のうち、選手権大会の要件を満たさず、又、リーグにも該当しない競技会を大会と定める。

(3) リーグ

複数のチームが一定の期間において相互に対戦し、対戦結果を総合した成績によって順位等を決定する競技会をリーグと定める。

(4) その他

サッカーの普及を主たる目的として開催されるフェスティバル又は親睦大会等の競技会をその他の大会と定める。

2 前項に定める分類は、公益社団法人日本プロサッカーリーグ（以下、「Jリーグ」という。）が主催する各種競技会には適用されない。

(用語の定義)

第3条 本規則における次の用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 主催

自己の名義において試合、イベント等（以下「試合等」という）を開催すること

(2) 共同主催（共催）

共同の名義において試合等を開催すること

(3) 主管

試合等の運営を委託を受けて実施すること

(4) 後援

他者の主催する試合等を支援すること（ただし、金銭その他の経済的援助はともなわない）

(5) 協力

他者の主催する試合等に物品を供与し、又は一定の許諾を与える等の方法により協力すること

(6) 特別協賛（冠協賛）

他者の主催する試合等に金銭その他の経済的援助を行い、その代償として自己の名称、商標等を、試合等の名称に使用する権利を得ること

(7) 協賛

他者の主催する試合等に金銭その他の経済的援助を行い、その代償として一定の権利を得ること

(8) 公認

他者の主催する試合等又は他者の製造・販売する用具、施設その他の物品等を、公式なものとして許諾すること

(9) 推薦

他者の製造・販売する用具、施設その他の物品等の存在を、サッカー界又は本協会にとって良質又は好ましいものとして認知すること

第2節 国内競技会

(総則)

第4条 国内競技会の組織及び運営に関する事項は、本節の定めるところによる。ただし、本節に定めのない事項については、理事会において別に定める。

(競技会の名称の制限)

第5条 本協会はFIFAが認める日本における唯一のサッカー協会であり、原則として、全国的規模の競技会は本協会が主催する。本協会が主催しない競技会は、その名称に「全日本」又は「全国」を使用することができない。

(主催)

第6条 本協会は、次の競技会を主催する。

国内競技会 (1種)

- (1) 日本フットボールリーグ
- (2) 天皇杯 JFA 全日本サッカー選手権大会
- (3) 全国社会人サッカー選手権大会
- (4) 全国クラブチームサッカー選手権大会
- (5) 全国地域サッカーチャンピオンズリーグ
- (6) 総理大臣杯全日本大学サッカートーナメント
- (7) 全日本大学サッカー選手権大会
- (8) 全日本大学サッカー新人戦
- (9) 大学日韓(韓日)定期戦
- (10) 全日本大学サッカー連盟地域選抜対抗戦
- (11) 全国高等専門学校サッカー選手権大会
- (12) 全国専門学校サッカー選手権大会
- (13) インディペンデンスリーグ全日本大学サッカーフェスティバル
- (14) 日本スポーツマスターズ(サッカー競技)

国内競技会 (2種)

- (15) 高円宮杯 JFA U-18 サッカープレミアリーグ
- (16) 高円宮杯 JFA U-18 サッカープレミアリーグ ファイナル
- (17) 高円宮杯 JFA U-18 サッカープレミアリーグ プレーオフ
- (18) 全国高等学校サッカー選手権大会
- (19) 全国高等学校総合体育大会サッカー競技
- (20) 日本クラブユースサッカー選手権(U-18)大会
- (21) Jリーグユース選手権大会

国内競技会 (3種)

- (22) 高円宮杯 JFA 全日本 U-15 サッカー選手権大会
- (23) 全国中学校体育大会/全国中学校サッカー大会
- (24) 日本クラブユースサッカー選手権(U-15)大会
- (25) 日本クラブユース東西対抗戦(U-15)

国内競技会 (4種)

- (26) JFA 全日本 U-12 サッカー選手権大会
- (27) 全国少年少女草サッカー大会

国内競技会 (女子)

- (28) 日本女子プロサッカーリーグ
- (29) 日本女子サッカーリーグ1部
- (30) 日本女子サッカーリーグ2部
- (31) 日本女子サッカーリーグカップ
- (32) 皇后杯 JFA 全日本女子サッカー選手権大会
- (33) JFA 全日本 0-30 女子サッカー大会
- (34) JFA 0-40 女子サッカーオープン大会
- (35) 全日本大学女子サッカー選手権大会

- (36) JFA U-18女子サッカーファイナルズ
- (37) JFA 全日本 U-18 女子サッカー選手権大会
- (38) 高円宮妃杯 JFA 全日本 U-15 女子サッカー選手権大会
- (39) 全日本高等学校女子サッカー選手権大会
- (40) 全国高等学校総合体育大会サッカー競技 (女子)

国内競技会 (シニア)

- (41) JFA 全日本 0-40 サッカー大会
- (42) JFA 全日本 0-50 サッカー大会
- (43) JFA 全日本 0-60 サッカー大会
- (44) JFA 全日本 0-70 サッカー大会

国内競技会 (フットサル)

- (45) 日本フットサルリーグディビジョン1
- (46) 日本フットサルリーグディビジョン2
- (47) 日本フットサルリーグプレーオフ
- (48) 日本フットサルリーグオーシャンカップ
- (49) 日本女子フットサルリーグ
- (50) JFA 全日本フットサル選手権大会
- (51) 全日本大学フットサル大会
- (52) JFA 全日本 U-18 フットサル選手権大会
- (53) JFA 全日本 U-15 フットサル選手権大会
- (54) JFA 全日本 U-12 フットサル選手権大会
- (55) JFA 全日本女子フットサル選手権大会
- (56) JFA 全日本 U-15 女子フットサル選手権大会
- (57) JFA 全日本ビーチサッカー大会

国内競技会 (その他)

- (58) 国民体育大会サッカー競技

- 2 本協会は前項の競技会以外に、理事会が承認した競技会を主催する。
- 3 前2項に定める競技会のほか、本協会はJリーグが主催する競技会を共同主催することができる。

国内競技会 (後援)

第7条 本協会は、次の競技会を後援する

- (1) 高円宮杯 JFA U-18 サッカープリンスリーグ1部・2部
- (2) 高円宮杯 JFA U-15 サッカーリーグ
- (3) U-13 地域サッカーリーグ
- (4) JFA U-12 サッカーリーグ
- (5) 全国自治体職員サッカー選手権大会
- (6) 全国自衛隊サッカー大会
- (7) 自衛隊女子フットサル大会
- (8) 全国高等学校定時制通信制サッカー大会
- (9) チビリンピック小学生選抜8人制サッカー大会
- (10) 全国健康福祉祭サッカー交流大会(ねんりんピック)
- (11) FUTSAL 地域チャンピオンシップ
- (12) FUTSAL 地域チャンピオンズリーグ
- (13) 全国選抜フットサル大会
- (14) 地域大学フットサルチャンピオンズリーグ
- (15) FUTSAL 地域女子チャンピオンズリーグ
- (16) 全国女子選抜フットサル大会
- (17) BeachSoccer 地域リーグチャンピオンシップ

- 2 本協会は前項の競技会以外に、理事会が承認した競技会を後援する。

(表彰)

第8条 本協会が主催する選手権大会（ただし、名義主催する競技会は除く）の成績上位チーム及び個人に対して、次の表彰物を授与することができる。それ以外の競技会については別途定めることができる。

- (1) 優勝杯
- (2) 表彰状
- (3) 記念メダル
- (4) フェアプレー賞
- (5) 副賞（賞金）
- (6) 個人賞

2 理事会が承認した場合、本協会は第三者から表彰物の提供を受けることができる。

（地域競技会等）

第9条 本協会の競技会の予選会を含む都道府県サッカー協会又は地域サッカー協会が開催する各種の競技会は、本規則が定める各種の原則に準じて運営されなければならない。

（名義主催）

第10条 本協会以外の団体が開催する競技会において、本協会を名目上の主催者又共同主催者とする（以下、「名義主催」という。）につき許可を与えることができる。本協会に対し名義主催を依頼する場合は、原則として競技会開催日の属する月の前々月の20日までに、第5節に定める事項を記載した書類を添付して本協会に申請し、本協会の承認を得なければならない。

- 2 前項の承認を得た競技会開催に関して、事後に記載事項の変更が生じたときは、本協会に届け出て、その承認を得なければならない。
- 3 前項に定める名義主催を申請する団体は次の各号を満たさなければならない。
 - (1) 本協会の掲げる理念に賛同する団体であること
 - (2) 本協会の諸規程を遵守すること
- 4 前1項に定める競技会は次の各号を満たさなければならない。
 - (1) 参加するチーム及び選手が本協会の加盟チーム及び登録選手であること（ただし、普及イベントはこの限りではない）
 - (2) 競技規則及び本協会の諸規程に基づき行われること
 - (3) 参加する選手及び来場者等の傷害について十分に考慮されていること
 - (4) 担当する審判員が本協会に登録された審判員であること
 - (5) 当該競技会の開催日程が、本協会が主催する各種の競技会の日程に影響を与えないように十分に配慮されて設定されていること
 - (6) 全国規模の競技会又は広く複数の地域のチームが参加する競技会であること
 - (7) 長年の開催実績を有し、サッカーの普及に広く貢献が認められる競技会であること
 - (8) 本規則の定めに基づき開催の申請が行われていること
 - (9) その他本協会が必要と認めた指示に従い開催されること

（名義主催を申請する団体の要件）

第11条 名義主催を申請する団体は、原則として、次の各号のいずれかに該当しなければならない。

- (1) 本協会が加盟する団体
- (2) 都道府県サッカー協会又は地域サッカー協会
- (3) 加盟団体規則第4節に定める各種の連盟又は関連団体
- (4) 中央省庁、地方自治体又は公共団体
- (5) 報道機関（ただし、テレビ放送局、ラジオ放送局、新聞社又は通信社に限るものとする）

2 本協会は、前項各号のいずれにも該当しない団体には名義主催の許可を与えない。ただし、当該競技会を地域サッカー協会、都道府県サッカー協会又は各種の連盟が共同主催する場合はこの限りではない。

（名義主催における本協会の名称の使用方法）

第12条 名義主催を許可された団体は、次の各号のいずれかの方法により本協会の名称を使用することができる。

- (1) 当該競技会を告知するためのチラシ等の各種印刷物に表示する。ただし、本協会の会旗及び標章（JFAシンボル、JFAロゴタイプ又はJFAモチーフ）を使用する場合は、別段の申請によらなければならない。
- (2) 本協会の役員の挨拶文等を競技会のパンフレットに掲載する。
- (3) 本協会の公式ホームページで開催情報を掲載する。

(4) 原則として、当該競技会の会場に本協会の会旗が掲出されること

(後援及び協力)

第13条 本協会は、本協会以外の団体が開催する競技会において、本協회를名目上の後援者又は協力者とすることにつき許可を与えることができる。

2 「後援」及び「協力」に係る要件及び手続き等については前3条を準用する。

第3節 マッチコミッショナー

(マッチコミッショナー)

第14条 国内競技会において、各競技会で規定した場合は、マッチコミッショナーを配置することができる。

2 マッチコミッショナーの認定に関する事項は別途定める

第4節 国際競技会

(総則)

第15条 国際競技会の組織及び運営に関する事項は、本節の定めるところによる。ただし、本節に定めのない事項については、理事会において別に定める。

(本協会の専属権限)

第16条 本協会はF I F Aが認める日本における唯一のサッカー協会であり、F I F Aに加盟する他国のサッカー協会又はその関連機関との間の国際競技会に関する折衝は、原則として、本協会が行う。ただし、本協会が認めた場合は、地域サッカー協会、都道府県サッカー協会、Jリーグ又は各種の連盟がこれを行うことができる。

(国際競技会の開催の制限)

第17条 日本で開催される全ての国際競技会は、原則として本協会が主催するものとする。本協会以外の団体は、事前に本協会の承認を得なければ、日本国内において、外国からチームを招聘して競技会を組織し又は主催することはできない。

(本協会以外の団体による国際競技会)

第18条 本協会以外の団体が国際競技会を開催しようとする場合、本協会はその内容を精査したうえで、これを承認することができる。原則として競技会開催日の属する月の前々月の末日までに、第5節に定める事項を記載した書類を添付して本協会に申請し、本協会の承認を得なければならない。

2 前項の承認を得た競技会開催に関して、事後に記載事項の変更が生じたときは、本協会に届け出て、その承認を得なければならない。

3 前項の場合、本協会、地域サッカー協会、都道府県サッカー協会、Jリーグ又は各種の連盟のいずれかが主催又は共同主催しなければならない。

4 本協会がF I F A又は大陸連盟等の依頼に基づき、その主催する競技会を日本国内で開催する場合には、その競技会の運営は本協会が行う。この場合、競技会に要する運営経費は、全て主催者等の負担とし、主管したことに伴い、金品の寄贈をうけることができる。この場合これらを寄附金として受けるものとする。

(海外における競技)

第19条 加盟チーム又は選手が外国を訪問して競技を行おうとするときは、事前に本協会の承認を得なければならない。

第5節 競技会開催申請

(開催の申請)

第20条 都道府県サッカー協会又は地域サッカー協会が、日本国内において、入場料を徴収する競技会（以下、「有料競技会」という。）を主催又は後援する場合、若しくは第三者の特別協賛又は協賛を受ける競技会を主催する場合は、本協会に対し、原則として開催日の属する月の前々月の20日までに、次の事項を

記載した書類を添付した開催申請書を提出し、本協会の承認を受けなければならない。

- (1) 競技会開催の趣旨
- (2) 次の諸項目を含む競技会要項
 - ① 競技会の名称
 - ② 主催者及びその住所地
 - ③ 主管者及びその住所地
 - ④ 後援・協賛の有無及びその具体的方法
 - ⑤ 競技会の日程及び会場
 - ⑥ 参加資格
 - ⑦ 競技会の方式（勝ち抜き方式又は総当たり方式等、試合時間及び懲罰に関する取扱等）
 - ⑧ 表彰の方法（賞品及び寄贈者等の情報を含む）
 - ⑨ 参加料
 - ⑩ 入場料に関する情報（席種及び単価）
 - ⑪ その他
- (3) 競技会の運営組織とその責任者
- (4) 予算書

2 本協会は、必要に応じて、前項に定める申請の内容の変更を指示することができる。

3 前2項に基づき既に本協会の承認を得た競技会に関し、前項のに定める添付書類中の記載事項に変更があったときは、本協会に対し事前に届け出て、その承認を得なければならない。

（開催承認の条件）

第21条 本協会は、前条に基づき開催の申請が為された競技会が次の各号に定める条件を満たす場合に限り、その開催を承認するものとする。ただし、本協会の理事会が特に承認した場合は、この限りではない。

- (1) 全ての参加チームが、本協会の加盟チームであること
- (2) 競技規則にしたがって競技が行われること
- (3) 参加する選手が本協会の諸規程を遵守すること
- (4) 参加する選手の傷害について考慮されていること
- (5) 本協会が定める競技会の開催及び運営に関する諸規程に従うこと
- (6) 審判に対する審判手当の支払いは関連する団体の規則等に基づき適切に行われること
- (7) 当該競技会における懲罰問題に関して、主催する協会又は各種の連盟の規律委員会が調査、審議し、懲罰を決定すること
- (8) その他本協会が必要と認めた指示に従うこと

（各種連盟・加盟チームによる開催）

第22条 各種の連盟又は加盟チームが、日本国内において本協会の主催ではない有料競技会を開催する場合、必ず当該開催地の都道府県サッカー協会又は地域サッカー協会が主催又は共同主催しなければならない。

（報告義務）

第23条 主催者は、競技会終了後1か月以内に、それぞれ次の事項を本協会に対して報告しなければならない。

- (1) 競技会の概況
- (2) 公式記録となる競技記録
- (3) 収支決算書
- (4) その他本協会が要請する事項

2 本協会は、収支決算書に不明な点があるときは、証票書類の提出その他追加説明を求めることができる。

（協会納付金）

第24条 本協会主催以外の有料競技会（名義主催を含む）は、加盟団体規則 第6節第18条に基づき、本協会に協会納付金を納めなければならない。

第6節 その他

（主管）

第25条 本協会は、本協会が主催する競技会の試合等の運営をその競技会の開催地の地域サッカー協会又は都道府県サッカー協会に委託することができる。

2 前項において、試合等の運営を委託された地域サッカー協会又は都道府県サッカー協会を、主管協会と定める。

3 本協会は、委託に際し、主管協会と主管契約書を締結する。

(処分)

第26条 本規則に違反した場合の処分は、司法機関組織運営規則及び懲罰規程に従う。

(競技規則の適用誤り)

第27条 公式試合において審判による競技規則の適用の誤りがあった場合でも、原則として、当該適用の結果は有効なものみなされ、試合結果には影響を与えないものとする。ただし、大会規定等で別途定める場合はこの限りではない。

第7節 附則

(改正)

第28条 本規則の改正は、理事会の決議を経て、これを行う。

(施行)

第29条 本規則は、2017年4月13日から施行する。

(改正)

2018年4月12日

2020年3月14日

2022年11月10日

2023年5月18日

競技会規則 新旧対照表 (案)

現 行	改 定 (案)	備 考
<p>(処分)</p> <p>第26条 本規則に違反した場合の処分は、司法機関組織運営規則及び懲罰規程に従う。</p>	<p>(処分)</p> <p>第26条 本規則に違反した場合の処分は、司法機関組織運営規則及び懲罰規程に従う。</p> <p><u>(競技規則の適用誤り)</u></p> <p><u>第27条 公式試合において審判による競技規則の適用の誤りがあった場合でも、原則として、当該適用の結果は有効なものとなされ、試合結果には影響を与えないものとする。ただし、大会規定等で別途定める場合はこの限りではない。</u></p>	<p>競技規則の適用誤りについて、新規に条を追加する。</p> <p><背景・理由> 事実に関する主審の決定は最終である旨、競技規則にも懲罰規程にも規定されており、懲罰結果について明らかな誤りがあれば後日規律委員会で審議・修正できる。 一方で、法適用ミスの場合は規定はなく、国際的にも通常は再試合・再開試合という選択肢しかない。 Jリーグでは競技規則の適用誤りがあった場合は再試合としたケースがあり内規も整備したが、天皇杯等のトップレベルの大会以外は、適用ミスがあった場合の再試合は大会運営上および大会/試合に関わる方々の立場、状況など様々な観点から現実的ではないため、審判の決定を最終とする、と規定するもの。</p>
<p>(改正)</p> <p>第27条 本規則の改正は、理事会の決議を経て、これを行う。</p>	<p>(改正)</p> <p>第28条 本規則の改正は、理事会の決議を経て、これを行う。</p>	
<p>(施行)</p> <p>第28条 本規則は、2017年4月13日から施行する。</p>	<p>(施行)</p> <p>第29条 本規則は、2017年4月13日から施行する。</p>	

(改正)

2018年4月12日

2020年3月14日

2022年11月10日

(改正)

2018年4月12日

2020年3月14日

2022年11月10日

2023年5月18日